

兵庫県公報

平成25年 8月23日 金曜日 第 2520 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	1
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	2
公 告	
○ 入札公告（情報企画課）	2
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 落札者等の公示（管理課）	11

告 示

兵庫県告示第1072号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下島土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

奥 野 國 次

豊岡市城崎町今津820番地

~~~~~

### 兵庫県告示第1073号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 8月13日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市金楽寺町2丁目ほか

~~~~~

兵庫県告示第1074号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵

庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点1点設置）
- 2 作業期間
平成25年5月20日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
南あわじ市中条広田地区



兵庫県告示第1075号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 豊栄興産株式会社
代表者の氏名 権 和 人
住所 神戸市東灘区青木6丁目7番16号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 D i n o青木駅前店
所在地 神戸市東灘区青木6丁目177番2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成25年8月23日から同年9月5日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成25年8月23日から同年9月5日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第1076号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
東播都市計画道路
3.2.80号沖浜平津線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
高砂市荒井町新浜2丁目、高砂町松波町、高砂町木曾町、西畑4丁目及び高砂町沖浜町

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 8月23日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
兵庫県オープン系システム共通基盤運用管理業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から平成30年10月31日（水）まで
- (4) 応募方法
単独企業又は企業グループによるものとする。
- (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)の各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 申込書及び入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階
兵庫県企画県民部情報企画課システム管理室システム管理係
電 話 (078)341-7711 内線2274
F A X (078)362-3931
電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年8月23日（金）から同年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成25年10月3日（木）午前11時 兵庫県庁西館 1階小入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札については、平成25年10月2日（水）午後5時まで上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年10月1日（火）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。
- (3) 契約保証金
契約締結までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of the required service:
Operation and management of the standard computing platform of the Hyogo open system
- (3) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 September 6, 2013
- (4) Deadline for tender:
11:00 October 3, 2013 by direct delivery
17:00 October 2, 2013 by mail
- (5) Office to contact concerning the notice:
System Administration Office, Information Policy and System Administration Division, Civil Policy Planning and Administration Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 2274



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
7	神戸市中央区山本通四丁目108番10	384.54	宅 地
8	神戸市須磨区一ノ谷町四丁目 8 番61ほか	3,721.69	宅地・公園
9	加東市社町家原字大將軍164番	876.99	宅 地
10	豊岡市出石町寺町字桑垣552番	195.35	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) テックランド兵庫小野店
 所在地 小野市王子町95番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ヤマダ電機
 住所 群馬県高崎市栄町1番1号
 代表者の氏名 山 田 昇
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ヤマダ電機
 住所 群馬県高崎市栄町1番1号
 代表者の氏名 山 田 昇
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成26年 3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,500平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
58台
 - (2) 駐輪場の収容台数
44台
 - (3) 荷さばき施設の面積
48平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
24.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年 7月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年 8月23日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
平成25年12月24日

(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ小林店
所在地 宝塚市福井町32-28

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村 井 正 平
友 金 稔	宝塚市小林2丁目2番14号	

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 西 見 徹

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 見 徹

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村 井 正 平
百圓領事館	大阪府吹田市垂水町3丁目34番15号	岡 村 邦 彦

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成25年 8月 2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 8月23日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年12月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー川西店

所在地 川西市多田桜木1-1-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 村 井 正 平

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 西 見 徹

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 村 井 正 平

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 見 徹
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	土 井 栄 次
株式会社キャンドウ	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	城 戸 博 司

外3者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村 井 正 平
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	中 嶋 克 彦
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城 戸 一 弥

外1者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成25年 8月 2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 8月23日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年12月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月23日

阪神北県民局長 常 松 貞 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 周川ビル

所在地 伊丹市山田 5丁目 3ー3

2 同法第 8 条第 1 項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

- (1) 交通渋滞の緩和、生活道路を含めた周辺道路の安全確保及び安全・快適な路線バス利用の確保のため、店舗所在地周辺の道路・交通環境の保持に配慮すること。また、変更後の周辺道路の交通状況により、市営バスの運行路線に影響がある場合は、調査・協議・相談等を行うこと。
- (2) 駐車場出入口 2カ所に面する道路は、松崎中学校と昆陽里小学校の通学路となっているため、登下校時間にガードマンの配置等、安全の確保に努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 8月23日から 1月間



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町馬場字樋ノ上259番 5 の一部、259番 5 地先水路

同 郡同 町鶴字八幡分927番 1、927番 3、927番 4、927番27、927番30、944番 1、944番 7、944番14、946番 8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市片田町12番地

株式会社ミツヤ建設 代表取締役 山 本 陽 介

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 3月 5日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－34号（24太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 8月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町太田字落久保1890番1、1894番1、1895番1、1898番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家471番地の1

株式会社みなと住建 代表取締役 田 中 健 一

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 3月27日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－29－2号（24太子）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 8月23日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

微小粒子状物質自動測定記録計 13台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成25年 7月29日

4 落札者の名称及び住所

アズビルトレーディング株式会社 兵庫営業所

兵庫県加古川市加古川町溝之口571-1

5 落札金額

25,525,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成25年 6月18日